

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都府知事		平成 26年 9月 29日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都江東区東陽 7-2-18		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社 日立物流 代表執行役社長 中谷 康夫 電話 06-6462-7010					
主たる業種	倉庫業	細分類番号	4 7 1 1				
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	平成25年度を基準に、計画期間中に温室効果ガス排出量を年平均2%以上削減する。						
計画を推進するための体制	西日本営業本部内にて、環境推進部署(環境G)と技術部署(LEG)が連携して実施計画の策定をすると共に、環境推進部署(環境G)にて当該実施計画の進捗管理を実施する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度(25)年度	第1年度(26)年度	第2年度(27)年度	第3年度(28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	4,379.1 トン	4,335.3 トン	4,292.0 トン	4,241.9 トン	-2.1 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	4,379.1 トン	4,335.3 トン	4,292.0 トン	4,241.9 トン	-2.1 パーセント	
	目標の根拠	日立製作所をはじめとする日立グループ各社、及び省エネルギーセンター等の省エネ、節電に向けての診断を活用することで、約1.0%の削減を目指す。また、日々の事業所内の空調温度設定、不使用時の消灯等を行うことで、約1.0%の削減を目指す。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度(25)年度	第1年度(26)年度	第2年度(27)年度	第3年度(28)年度	増減率
	倉庫・事務所	事業活動に伴う排出の量(延べ床面積)	26.73	26.47	26.20	25.90	-1.87 パーセント
		事業活動に伴う排出の量					パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠	日立製作所をはじめとする日立グループ各社、及び省エネルギーセンター等の省エネ、節電に向けての診断を活用することで、約1.0%の削減を目指す。また、日々の事業所内の空調温度設定、不使用時の消灯等を行うことで、約1.0%の削減を目指す。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度(25)年度	第1年度(26)年度	第2年度(27)年度	第3年度(28)年度	備考	
		100.0 パーセント	100.0 パーセント	100.0 パーセント	100.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	日立製作所をはじめとする日立グループ各社、及び省エネルギーセンター等の省エネ、節電に向けての診断を活用する。					
	(27)年度	デマンド監視システムの活用により、事業所内の適正な空調温度設定の徹底、不使用時の消灯等の徹底をする。					
	(28)年度	26年度、27年度の取り組みを踏まえて、空調温度設定の見直し、及び照明の不用箇所の見直し等を実施する。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	事業所近隣駅より通勤バスを運行する。					
	上記の措置を採用する理由	通勤バスを運行することで、所員の公共交通機関の利用を促進する。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度(26)年度	第2年度(27)年度	第3年度(28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	廃棄物について、4R化(Refuse・買わない、使わない/Reduce・買う量、使う量を減らす/Reuse・繰り返し使う/Recycle・資源に再生して再利用)、及び排出量の把握等に取り組むと共に、定期的な社内監査も実施する。						
特記事項	基準年度排出量について平成25年度のみを利用した理由は、平成26年度より管理事業所が増加したことによる。						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」には、温室効果ガスの排出量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。